

犯罪被害者等の支援について

【提案先】 内閣府

1. 提案内容

(1) 犯罪被害者等支援のための地域における民間支援団体に対する支援および連携の促進

- 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援を実施する民間支援団体の運営や人材を確保・育成するための国の財政的支援
- 地域における関係機関・団体の連携による犯罪被害者の視点に立った途切れることのない支援を明確にするため、その仕組みを第3次犯罪被害者等基本計画に位置づけ

(2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援の取組に対する支援の充実

- ワンストップ支援の仕組みを継続的かつ安定的に運営するため、設立から一定期間における性暴力被害者支援に関わる人材育成研修および必要経費充実のための国の財政的支援

2. 提案の理由

- 地域における民間支援団体の財政的基盤・人的基盤は非常に脆弱であり、本県においても地方公共団体の責務として団体への財政的支援を行っているが、『犯罪被害者等基本法』に基づく国の責務として、団体の運営や人的基盤である相談員等の人材の確保・育成について、財政的措置が必要。
- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の視点に立った途切れることのない支援を実施するためには、地域における関係機関・団体の連携協力を促進し、連携密度の底上げを図るための施策が不可欠であり、地域におけるネットワークおよび省庁間のさらなる連携について「第3次犯罪被害者等基本計画」への盛り込みが必要。
- 特に、本県では、性犯罪・性暴力被害者のための支援として、平成26年4月から「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO」を24時間体制で開設し、官民の連携により運営している。
- 性暴力被害者対応相談員等の人材育成のための研修の充実や必要経費のさらなる充実が求められており、ワンストップ支援の仕組みを継続的かつ安定的に運営するためには、補助金の充実や交付金措置の検討も含めた、国の財政的支援が必要。

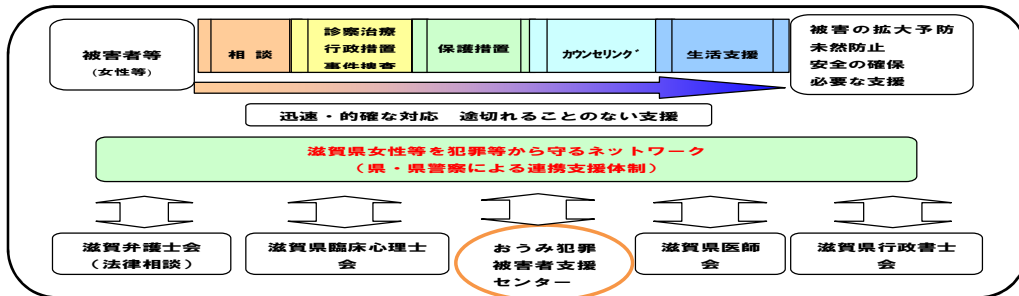
(本県の取組状況と課題)

(1) NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター

- 滋賀県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体
- 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援のできる唯一の民間団体
- 犯罪被害者等に対する迅速・的確な対応、途切れることのない支援を行う「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク（平成24年9月～）」における中心的な役割

- (課題)
- ・小規模な民間団体であり人的基盤および財政的基盤が非常に脆弱
 - ・活動経費の制約等から支援体制自体がボランティア頼み
 - ・報酬面において対応相談員等が定着せず、質の高い支援の維持が困難
 - ・コーディネーターが不足しており、コーディネート機能が弱い

○ネットワーク支援(イメージ図)

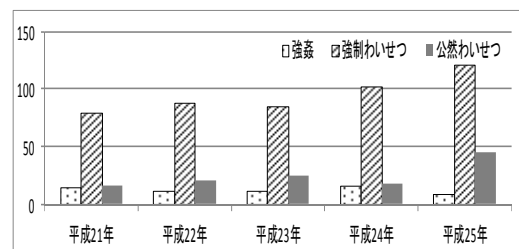
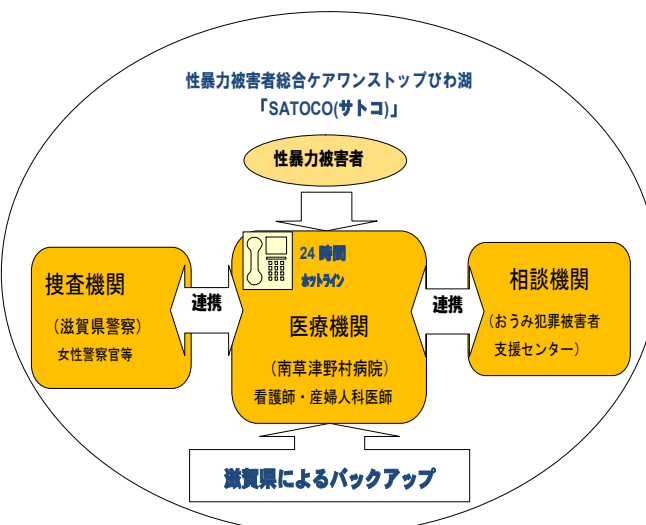


(2) 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (平成26年4月～)

- 滋賀県産科婦人科医会・NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警察・滋賀県の4者連携による性暴力被害者のためのワンストップ支援の取組

- (課題)
- ・24時間ホットライン体制で運営しているが、相談窓口である医療機関、特に看護師の負担が大きく体制の維持が困難（県外からの相談等の負担）

- ・専門的知識や経験を有する性暴力被害対応相談員等の人材不足
- ・継続的かつ安定的に運営するための財政的支援が必要



女性対象の県内犯罪状況
(平成25年過去5年間で最多)